

## 議第107号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 5月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 京都市京北区域過疎地有償運送運営協議会の項を削り、同表1 まち・ひと・こころが織り成す京都遺産審査会の項を次のように改める。

まち・ひと・こころが織り成す京都遺産審査会	まち・ひと・こころが織り成す京都遺産の認定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	12人以内	2	年
京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会	住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2	年
京都市京町家保全・活用委員会	京町家の保全及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	12人以内	2	年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

京都市京北区域過疎地有償運送運営協議会を廃止するとともに、市長の附属機関として京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会及び京都市京町家保全・活用委員会を設置する必要があるので提案する。